

【広島地裁民事第4部(倒産関係) お知らせ(令和2年5月13日現在)】

広島地裁民事第4部(倒産関係)の令和2年5月22日までの事務等は、下記のとおりとさせていただきます。ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 新件の申立てについて

申立ての受付はいたしますが、緊急性のある事件以外は、平常時より処理に時間を要したり、処理を停止したりすることがあります。緊急性のある事件については、申立ての際、その事情をご説明ください。

2 破産事件の債権者集会について

破産事件の債権者集会は、5月15日までのものは全て(4月17日現在の情報としてホームページに掲載したとおりです。)、5月18日から同月22日までのものは別表2に記載した一部の期日のみ延期します。延期する期日については、実質的な審理は行いませんので、関係者の方々は、裁判所にお越しになる必要はありません。

延期後の次回期日については、別表1、2をご覧ください。

なお、4月22日から7月8日に延期する、令和元年(フ)第1075号は、債権者集会の場所が「広島地方裁判所大会議室(南棟3階)」から「広島弁護士会館3階ホール 広島市中区上八丁堀2番73号」に変更になります。

連絡先電話番号

破産受付係 082-502-1388

倒産事件係 082-502-2260

(別表1) 【4月20日から5月15日までの期日】

破産事件の債権者集会の延期後の次回期日について

破産事件の債権者集会については、下記のとおり延期します。

延期後の次回期日の時間・場所は、指定済みの期日における時間・場所と同じです。

記

(例)

延期前

4月20日午前10時 広島地方裁判所民事執行センター2階
債権者集会室兼審尋室

延期後

7月6日午前10時 広島地方裁判所民事執行センター2階
債権者集会室兼審尋室

	指定済みの期日		延期後の次回期日
月	4月20日	➡	7月6日
火	4月21日	➡	7月7日
水	4月22日	➡	7月8日
金	4月24日	➡	7月10日
月	4月27日	➡	7月13日
火	4月28日	➡	7月14日
月	5月11日	➡	7月20日
火	5月12日	➡	8月18日
水	5月13日	➡	7月22日
金	5月15日	➡	8月21日

(別表2) 【5月18日から同月22日までの間で延期する期日】

破産事件の債権者集会の延期後の次回期日について

下記に記載した破産事件の債権者集会については、以下のとおり延期します。

延期後の次回期日の時間・場所は、指定済みの期日における時間・場所と同じですが、5月19日に指定済み期日の平成29年(フ)第1029号事件は、延期後の時間が午前11時30分となります。

記

(例)

延期前

5月18日午前10時 広島地方裁判所民事執行センター2階
債権者集会室兼審尋室

延期後

7月27日午前10時 広島地方裁判所民事執行センター2階
債権者集会室兼審尋室

	指定済みの期日 事 件 番 号		延期後の次回期日
月	5月18日 令和元年(フ)第757号 令和元年(フ)第948号 令和元年(フ)第1111号 令和元年(フ)第850号 令和元年(フ)第866号 令和元年(フ)第1076号	➡	7月27日

火	<p>5月19日</p> <p>令和元年(フ)第1094号</p> <p>令和元年(フ)第1095号</p> <p>令和2年(フ)第15号</p> <p>令和2年(フ)第50号</p> <p>※平成29年(フ)第1029号</p>	➡	<p>8月25日</p> <p>※平成29年(フ)第1029号のみ時間が午前11時30分となります。</p>
水	<p>5月20日</p> <p>令和元年(フ)第790号</p> <p>令和元年(フ)第791号</p> <p>令和元年(フ)第1112号</p> <p>令和2年(フ)第172号</p> <p>令和元年(フ)第587号</p>	➡	<p>7月29日</p>
金	<p>5月22日</p> <p>平成30年(フ)第974号</p> <p>令和元年(フ)第1077号</p>	➡	<p>8月28日</p>